

入 札 公 告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

令和 7 年 6 月 6 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部長 久保田 直樹

1. 調 達 内 容

- (1) 調 達 件 名 「ウナギ人工種苗・完全養殖の技術資産を社会実装する体制構築」作成業務
- (2) 調 達 仕 様 業務仕様書による。
- (3) 履 行 期 限 令和8年2月27日
- (4) 履 行 場 所 業務仕様書による。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の資格保有者であること。
なお、共同企業体を結成し入札に参加する場合には、共同企業体を構成する全ての事業者は、令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の資格保有者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 共同企業体を結成し本入札に参加する場合は、次の全ての要件を満たす者であること。
 - ① 共同企業体の代表となる事業者を定め、目的等必要な事項を明らかにした共同企業体結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を締結している者であること。
 - ② 共同企業体の全ての事業者は（1）、（3）及び（4）の要件を全て満たす者であること。
 - ③ 共同企業体の全ての事業者は、他の共同企業体に参加若しくは単独で本入札に参加しない者であること。
- (6) 入札参加予定の事業協同組合の構成員は、他の共同企業体を構成する者、又は単独で本入札に参加しない者であること。

3. 入札方法及び提案書等の提出方法

- (1) 入 札 方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 提案書等の提出方法

入札説明書のうち応札資料作成要領に定めるところにより、入札者は、提案書、誓約書及び提案書頁番号欄に該当頁を記載した評価項目一覧を、下記6.の入札書及び提案書等の提出期限までに提出場所に正1部を提出するとともに電子媒体にてメール送信すること。

4. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。入札説明書には、応札資料作成要領、評価項目一覧、評価手順書を含む。

①直接交付

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
GRC 横浜ベイリサーチパーク 6階
国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部調達課
電 話 045-277-0133
FAX 045-277-0218

②宅配便着払いによる交付

任意書式に「「ウナギ人工種苗・完全養殖の技術資産を社会実装する体制構築」作成業務」入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③メールによる交付

任意書式に「「ウナギ人工種苗・完全養殖の技術資産を社会実装する体制構築」作成業務」入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

5. 入札説明会の日時及び場所等

令和 7年 6月17日 11時00分
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
GRC 横浜ベイリサーチパーク
国立研究開発法人水産研究・教育機構 会議室
※ 入札説明会に参加を希望する場合は、令和7年6月13日までに入札説明書等添付の「入札説明会参加申込書」を上記4. ①あてにFAX等を行うこと。
また、当日は入札説明書等一式を持参すること。
※ ただし、オンライン形式で行う場合もあるため、オンライン形式で開催する場合は、参加希望者に別途、連絡をする。

6. 入札書及び提案書等の提出期限及び提出場所

令和 7年 7月 4日 12時00分
4. ①に同じ
入札書及び提案書等は上記日時までに提出するが、開札は提案書等の審査を終了した下記8. の日時及び場所に行う。

7. 提 案 書 等 の 審 査

入札者が提出した提案書等は、評価項目一覧（提案要求事項）に記載している評価基準に基づき、点数を決定する評価項目のうち必須項目については、全て満たなければ不合格となる。

8. 開 札 の 日 時 及 び 場 所 等

令和 7年 7月15日 11時00分
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
GRC 横浜ベイリサーチパーク
国立研究開発法人水産研究・教育機構 会議室
開札後、価格点の計算及び技術点との合計作業があるため落札者の決定まで時間を要することがある。
また、上記7. で不合格となった者の入札書は、開札しない。

9. そ の 他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免 除。

(3) 入 札 の 無 効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で示す要求事項のうち必須項目の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。
- (6) 入札者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

10. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{※注1}として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{※注2}
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
- ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
- ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）
- (5) その他
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

11. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等に当たっての注意事項」（URL：<http://www.fra.go.jp/home/keiyaku/koutekikenkyuhifuseiboushi.html>）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等に当たっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業務仕様書

1. 件名

「ウナギ人工種苗・完全養殖の技術資産を社会実装する体制構築」作成業務

2. 目的

(1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）は水産庁委託事業「ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実証事業」（2017年度～2023年度）等で機構及び機構の研究開発パートナーと共同で開発した技術資産（特許等権利化・権利予定の技術の他に営業秘密化することが適当な技術を含む。以下同じ。）を企業、大学及び試験研究機関（以下「移転先企業等」という。）に対して速やかに技術移転し、また、社会実装し技術の普及を進めて行くこととしている。

(2) 機構の成果は国庫委託事業を原資に研究開発してきた経緯を踏まえると技術移転・社会実装化に当たり、原則として技術資産の「オープン戦略」を採用し、技術資産を管理することが求められる。ここでいう「技術資産」とは特許出願等による権利化できるものだけでなく秘匿し営業秘密化するものも含まれ、「オープン戦略」とは共通基盤となる技術資産を多くの民間企業等に開放し導入することである。

(3) 機構は権利化・秘密化した技術資産に一定条件を付したうえで積極的に広く活用・普及させていく方針を採用している。この方針に基づき機構及び機構の研究開発パートナーは技術進歩を重ねて競争優位を確保しながら継続的な技術移転・社会実装を実現していくこととしており、このため機構は技術資産が生み出す経済価値の実態を捉えて技術資産を保全していくこととしている。この技術資産の保全には技術開発や市場開発を進め競争優位を確保し実現していくという攻めのアプローチとともに、潜在的な技術漏洩等のリスクを洗い出し、普及に必要な競争優位を損ねない範囲で可能な限り対策を実施するという守りのアプローチを併せて行うこととしている。

(4) この攻めのアプローチ・守りのアプローチを実施に当たり、共通基盤領域に属する技術資産を我が国全体で利用できる技術資産コンソーシアム等の導入等を構築することで技術移転と社会実装を促進させたいと考えている。

(5) このため(1)～(4)を考慮した、ウナギ人工種苗・完全養殖の技術資産を共有化する体制を構築し移転先企業等に技術資産を円滑に移転し社会実装を進めるための初期仮説「ウナギ人工種苗・完全養殖の技術資産を社会実装する体制構築（案）」を策定することを目的とした必要な業務を行う。

3. 業務内容

3. 1 全体スケジュール、実施体制の提出

受注者は、契約後速やかに本業務全体のスケジュールおよび実施体制について担当者に提示して確認を受けること。また、それらに変更が生じる場合は、原則、事前に担当者に提示して確認を受けること。（軽微な変更はこの限りではない。）

3. 2 実施体制の構築

- 1) 本業務実務の責任者（プロジェクトリーダー）のほか、本業務では表1「ウナギ人工種苗・完全養殖の技術資産を社会実装する体制構築（案）」検討事項を整理するため、表2「業務実施体制の構築に必要な能力項目一覧」に示した能力項目毎に少なくとも1名の主担当者を配置した業務実施体制（プロジェクトリーダー1名、主担当者2名以上）を整備すること。
- 2) 主担当者のうち1名は、機構担当者との連絡・調整担当者とし、機構担当者からの問い合わせ等に対して、直接かつ迅速に対応できる体制を整備すること。

表1：「ウナギ人工種苗・完全養殖の技術資産を社会実装する体制構築（案）」検討事項

事項1	機構及び機構の研究開発パートナー（本表において「機構等」という。）が保有する技術資産の技術移転・社会実装により創出する新事業や新事業の基盤となる技術の潜在的な価値、収益性、競争優位性を把握・評価すること。
-----	--

事項 2	機構等の外部機関が保有する技術・アイデアを取り込み最大限に活用し事項 1 に掲げた価値を高めること。
事項 3	日本国内における技術水準向上や技術水準の共有化を促進（例：標準化の推進）し新市場の創出・拡大・安定化を図るとともに、技術の海外流出や特許侵害等のリスク対策を提案すること。
事項 4	技術ライセンスや技術移転に関する契約を適切に締結し、権利関係を明確化する仕組みを構築すること。
事項 5	移転先企業等が適切な投資判断や事業戦略を策定するための判断材料（収益性や事業性を考慮したモデルの設計等）を提供できること。
事項 6	事項 1 ～事項 5 に掲げた事項及びそれ以外の事項を事業内容とする組織運営が出来ること。

表 2：業務実施体制の構築に必要な能力項目一覧

能力項目	能力要件
事業性・知的財産評価 （主担当者：1 名以上）	① 食や水産業における事業性評価 ^{注1} 、知財ビジネス評価 ^{注2} 、知的財産評価 ^{注3} ② 技術資産情報（特許情報）及び非技術資産情報（市場、企業情報等）の調査、分析、活用 ③ ①②に必要な各種データベース等（第三者に提供可能な情報によって構成されるもの）の使用権限及び活用能力
技術戦略・オープンイノベーション、技術移転・社会実装の事業化 （主担当者：1 名以上）	① 関連技術資産の抽出とライセンス戦略の構築 ② オープンイノベーション ^{注4} 及び技術マッチング ③ 技術コンソーシアム ^{注5} 運営、参加、規格特許 ^{注6} の策定 ④ 技術ライセンス ^{注7} 、技術移転 ^{注8} など社会実装 ^{注9} を進める上での契約業務 ⑤ 事業会社における新規事業の立上げ、外部連携を通じたオープンイノベーション

注 1 事業性評価：事業の市場性、成長性、収益性などを分析し、事業の将来性を評価すること。

注 2 知財ビジネス評価：特許、商標、著作権などの知的財産を活用したビジネスの収益性やリスクを評価すること。

注 3 知的財産評価：知的財産が持つ経済的な価値を評価すること。

注 4 オープンイノベーション：自社の技術やアイデアだけでなく、外部の技術やアイデアも積極的に活用し、革新的な製品やサービスを生み出すこと。

注 5 技術コンソーシアム：複数の企業や研究機関が共同で技術開発や標準化を行う組織。

注 6 規格特許：業界標準となる技術に関する特許。

注 7 技術ライセンス：自社が保有する特許などの知的財産を他社に利用させる契約。

注 8 技術移転：自社の技術を他社に移転し、他社がその技術を活用できるようにすること。

注 9 社会実装：研究開発で生まれた技術や知識を実際の社会で活用すること。

3. 3 業務の実施

（1）「ウナギ人工種苗・完全養殖の技術資産を社会実装する体制構築（案）」を策定するための基礎調査

1）国内における市場及び技術動向の調査

- 公開情報から以下の項目を調査し整理する。
 - （ア）ウナギの市場動向、市場推移（生産額、販売額、消費額等）
 - （イ）ウナギの人工種苗・完全養殖技術に関する国内の技術動向（論文や各種報告書の収集と整理）
 - （ウ）その他関連資料の収集と整理

2）特許調査

- 国内におけるウナギの人工種苗・完全養殖技術に関する出願動向を調査し、「ウナギ人工種苗・完全養殖技術に関する技術資産マップ」（以下「技術資産Map」とする。）などへ整理する。
 - ＜調査の観点＞
 - （ア）出願件数のトレンド（研究開発分野等）

- (イ) 主な権利保有者と、権利保有者間の共同開発等の関係性（共同出願情報等より推測）
- (ウ) 主な技術課題及び解決方法
- (エ) 評価指標を用いた質の評価（Orbit Intelligenceなどの分析ツールを活用し、対象の特許に対して有用性及び経済的な指標を用いて評価すること）
- (オ) ウナギ人工種苗・完全養殖の主要工程毎に特許等技術資産情報と非技術資産情報（学術論文、人材、プレスリリース、市場・産業情報等）を関連付けて調査すること

3) ヒアリング調査（フィールド調査）

- 技術移転のスキームを検討するため、機構側が指定する者に対してヒアリングを行い、課題の整理を行うこと。機構が指定するヒアリング対象者はウナギ人工種苗・完全養殖の技術移転に関わる関係者であり、関係者を構成する者には少なくとも①技術提供者、②技術移転先事業者、③技術移転先事業支援者とする。各関係者の定義と例は表3のとおりであり、具体的なヒアリング先は機構側と協議し決定する（全体として5～10者程度を想定、リモートあるいは対面で実施すること）。

表3：ヒアリング対象の定義と例

関係者	定義	例
技術提供者	技術資産の開発者及び保有者であり、当該技術を他社に移転・供与する立場にある者。	当機構研究開発職員 当機構の研究開発パートナー職員
技術移転先事業者	技術提供者から技術資産の移転を受け、それを活用し製品・サービスを展開していく者。	ウナギ生産加工販売事業者（種苗、養鰻、加工販売を各々又は全て事業とする者） 生産資材・設備等開発事業者
技術移転先事業支援者	技術移転先事業者が技術資産を実装する過程において地域振興や産業振興及び新規産業の促進などの観点から支援する者。	公的機関 自治体 産業振興団体 エンジニアリング企業等

4) 技術資産Mapの作成

- 上記1) から3) で調査した情報をもとに、技術資産Mapを作成する。
 <作成上での留意点>
 機構と協議しインベントリー形式のデータベースと技術資産の開発分類別に可視化されたマップの両方を作成すること

(2) ウナギ人工種苗・完全養殖の技術資産を社会実装する体制構築（案）

- (1) の基礎調査を踏まえ、技術資産の移転範囲、契約内容及び移転スキームの策定並びに技術移転構想を機構と協議し、ウナギ人工種苗・完全養殖の技術資産を社会実装する体制を構築し移転先企業等に技術資産を円滑に移転し社会実装を進めるための初期仮説「ウナギ人工種苗・完全養殖の技術資産を社会実装する体制構築（案）」の策定に必要な情報を収集・整理する。

1) 技術資産の移転範囲、契約内容及び移転スキームの策定

(ア) 技術資産の移転範囲の策定

(1) で作成した技術資産Mapから、技術移転の範囲（対象とする技術資産とその組み合わせ等）を検討し策定する。策定に際して、複数案を提示し、例えば普及や管理の容易さ、技術資産から生じる収益性、技術水準の向上のしやすさ等それぞれのメリットとデメリットなどを整理すること。

(イ) 契約内容の検討・契約書ひな形の作成

(ア) の技術移転範囲に基づき、技術移転の対象（技術資料、技術ノウハウ、産業財産権、営業秘密等）を整理し、技術移転に必要な契約の内容を検討し、各契約内容に沿った契約書（ひな形）を作成すること。

なお、主な契約としては以下を想定しているが、本事業の検討結果を踏まえて適宜追加すること。

<契約想定例>

契約書	契約内容
コンソーシアム契約 (包括契約)	● コンソーシアムの基本ルールを定め、メンバー間の権利義務関係を明確化するため、コンソーシアムの設立目的、組織構成、運営方法、意思決定プロセス、知的財産権の取扱い（コンソーシアム内で創出された知的財産権の帰属、管理、利用方法）、費用負担・成果分配、情報漏洩対策、紛争解決、参加脱退方法などを包括的に定める契約。
技術移転基本契約 (包括契約)	● 技術移転の基本原則（共同し競争優位を確保すること等）、条件（ライセンス等の共同利用・移転形態、対価等）、手続き（移転交渉、締結、移転完了等の一連手続き）など技術移転個別契約を締結する際の包括的な共通ルールを定める契約。
技術移転個別契約 (営業秘密契約含む)	● 個別の技術移転ごとに、対象技術、移転条件、対価、責任範囲などを詳細に定める契約（技術の種類、利用目的に応じ柔軟性を確保したものとしてひな形を整理） ● 個別契約に含まる営業秘密／ノウハウは、その定義、管理方法、利用範囲、秘密保持義務などを規定。

(ウ) 技術移転スキーム

(ア)、(イ)を踏まえ二者間ライセンス、プールライセンス等の技術移転のスキームを技術移転先候補者（ウナギ生産販売事業者、設備等開発販売事業者、地域活性化機関）分類毎に策定すること。このスキームを策定するに当たっては上記「契約想定例」で言及したコンソーシアム契約、技術移転基本契約、技術移転個別契約を締結に際し、技術資産保有者が広くこのスキームに参加できる権限と責任のバランスがとれた状態を確保されることを考慮しスキームを検討すること。

2) 技術移転構想の策定に必要な素材の提供

ウナギ人工種苗・完全養殖の技術資産を社会実装する体制構築し技術資産を移転先企業等に移転し社会実装を進めるために必要な組織体制、意思決定プロセス、収益モデルを含む技術移転構想を策定するため必要な素材を網羅的に整理し提供すること。

(3) 定期連絡会の実施

本業務の進捗状況は、月1回程度報告すること。方法や場所に関しては、機構担当者へ事前に確認すること。また、報告の際には議事録を作成し、打合せ後3実働日以内に機構担当者へ提出すること。

4. 実施期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）までとする。

5. 成果物の範囲、納品期日等

(1) 成果物

本業務の成果物を次の表に示す。なお、納品期日までに機構に内容の説明を実施して確認を受けるとし、確認の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について機構に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

成果物名	内容	納品期日
業務計画（案）	業務体制、業務内容、業務場所、業務スケジュール（業務タスク一覧と進捗管理）等を記載した書類。	契約締結後5日以内（機構の休日を含まない。）
協議の記録	機構との調整のために行った協議の記録内容を記載した書類。	協議終了後3日以内（機構の休日を含まない。）

「ウナギ人工種苗・完全養殖の技術資産を社会実装する体制構築（案）」報告書	「３」の事業内容の表に掲げた業務項目及び業務内容に従い実施した結果を記載した書類。	令和8年2月27日（金）
--------------------------------------	---	--------------

（２）納品方法

納入部数及び体裁については以下に基づくこと。以下の体裁に従うことが困難である場合は、事前に機構担当者に申告し、その指示に従うこと。

- ・ 電子媒体：２部（原則として、Microsoft Office形式及びPDF形式の両方）
- ・ 成果物は全て日本語で作成すること。
- ・ 納品後、機構担当者において改変が可能となるよう、図表等の元データも合わせて納品すること。
- ・ 成果物の作成に当たって使用するツールは特別なものとならないよう機構担当者に事前に相談すること。

電子データを格納する媒体の種類及びデータ形式は、機構担当者と協議して決定すること。また、納品媒体及びデータについては、ウイルス等悪意を持ったソフトウェアを混入させないように、提出までに受注者の責任によりチェックし、電子媒体で納品する際にはウイルス対策に関する情報（ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義、チェック年月日）を記載したラベルを貼り付けること。

紙媒体でしか提出できないもの（手書き図面等）の提出方法については、機構担当者と協議して決定すること。

（３）納品場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、機構担当者が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒221-8529

横浜市神奈川区新浦島町1-1-25GRC横浜ベイリサーチパーク 6階

国立研究開発法人水産研究・教育機構本部研究戦略部

6. 受注者に求める資格等の要件

受注者は、本業務の遂行に当たり、社会課題の解決をビジョンに掲げ、以下に掲げる業務に必要な知識及び経験を有する実務者を有するとともに「３. 業務内容」に精通した専門家に対するインタビューを実施可能とする組織的ネットワークを備えており調査業務の遂行に必要なリソースを確保すること。具体的には「表２：業務実施体制の構築に必要な能力項目一覧」（３. ２実施体制の構築を参照すること）に示した能力要件を有しており、例えば以下に記載した経験・実績を有し能力を証明できること。

- ① 金融機関や中小企業等の依頼により知財ビジネス評価書や知財ビジネス提案書、事業性評価書の提供実績を有すること
- ② 特に水産業・養殖事業等における事業性評価書や知的財産評価の提供実績を有すること
- ③ IPランドスケープ（知的財産（IP）に関する情報を分析・活用して、経営戦略や事業戦略を立案する手法）等、特許情報と非特許情報を用いた事業分析や知財戦略構築の経験、実績を有すること
- ④ 特に技術資産の特徴（技術資産マップ等）を踏まえた技術資産共有化に関することコンサルティングや伴走支援の経験、実績を有すること
- ⑤ 第三者への技術移転、特許ライセンスなどの契約業務の実績を有すること
- ⑥ 特に秘密保持契約、ライセンス契約、営業秘密契約等技術移転の実施前後で必要となる契約に関するコンサルティングや伴走支援の経験、実績を有すること
- ⑦ 新規事業の立上げ、第三者との連携によるオープンイノベーションの実績を有すること

7. 成果物の取扱い

- （１）本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権は、受注者が本業務の実施の従前か

ら権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て機構に帰属するものとする。

- (2) 機構は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受注者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により機構がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までに通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。
- (3) 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受注者は、当該既存著作物の内容について事前に機構の承認を得ることとし、機構は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら機構の責めに帰す場合を除き、受注者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、機構は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (5) 受注者は機構に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。
- (6) 受注者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

8. その他

- (1) 受注者は、業務の進行状況等を定期的に報告するほか、機構担当者の求めに応じて報告を行うものとする。
- (2) 業務の目的を達成するために、機構担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受注者はこの指示に従うものとする。
- (3) 受注者は、本業務の実施に当たり再委託を行うことは原則禁止とする。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合に限り、業務の一部を第三者に再委託し又は請け負わせることができる。
- (4) 受注者は、業務により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。
- (5) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、機構担当者と受注者が協議を行うものとする。